

健診データポータビリティ

本人合意に基づく
健診機関からの健診結果の返却促進
につつまして

2018.10.29
株式会社エムティーアイ
ヘルスケア事業本部

本日のご提案骨子

ビジョン

本人の健康を「つながり」で支える。
本人の意識変容による健康維持増進。



目的

唯一の健診データ保管機関である**健診機関**から、
受診者本人の同意に基づいて、
本人に**結果データを渡せる枠組み**の確保

課題

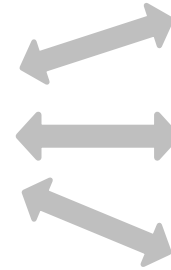
各健診制度の**責任範囲の複雑な重なり**による、整理の複雑性
健診機関と健康増進実施事業者間の**業務委託契約**

解決手法

データポータビリティ
健診機関の健診結果に対する独立した権利義務の明示
健康増進事業実施者に対する指針の追加

当社の考える「あるべき姿」

受診者が、自身の健診結果とその経年経過を、
手元でいつでも確認でき、その内容を理解し、
検査結果に応じた精密検査受診や、
健康改善行動をしっかりとれるようにすること。
また、健診結果等が本人を中心に他の専門家へも繋がっていくこと。



次世代ヘルスケア

- 各種健診データのデジタル化
- 本人を取り巻くヘルスケア環境（職場/薬局/病院等）でのデータ連携実現
- **本人、患者本位のデータ利活用促進**



健康寿命の延伸、社会保障費の削減への貢献

その実現を“CARADA”から 1/2

健診データ



バイタルデータ



お知らせ通知

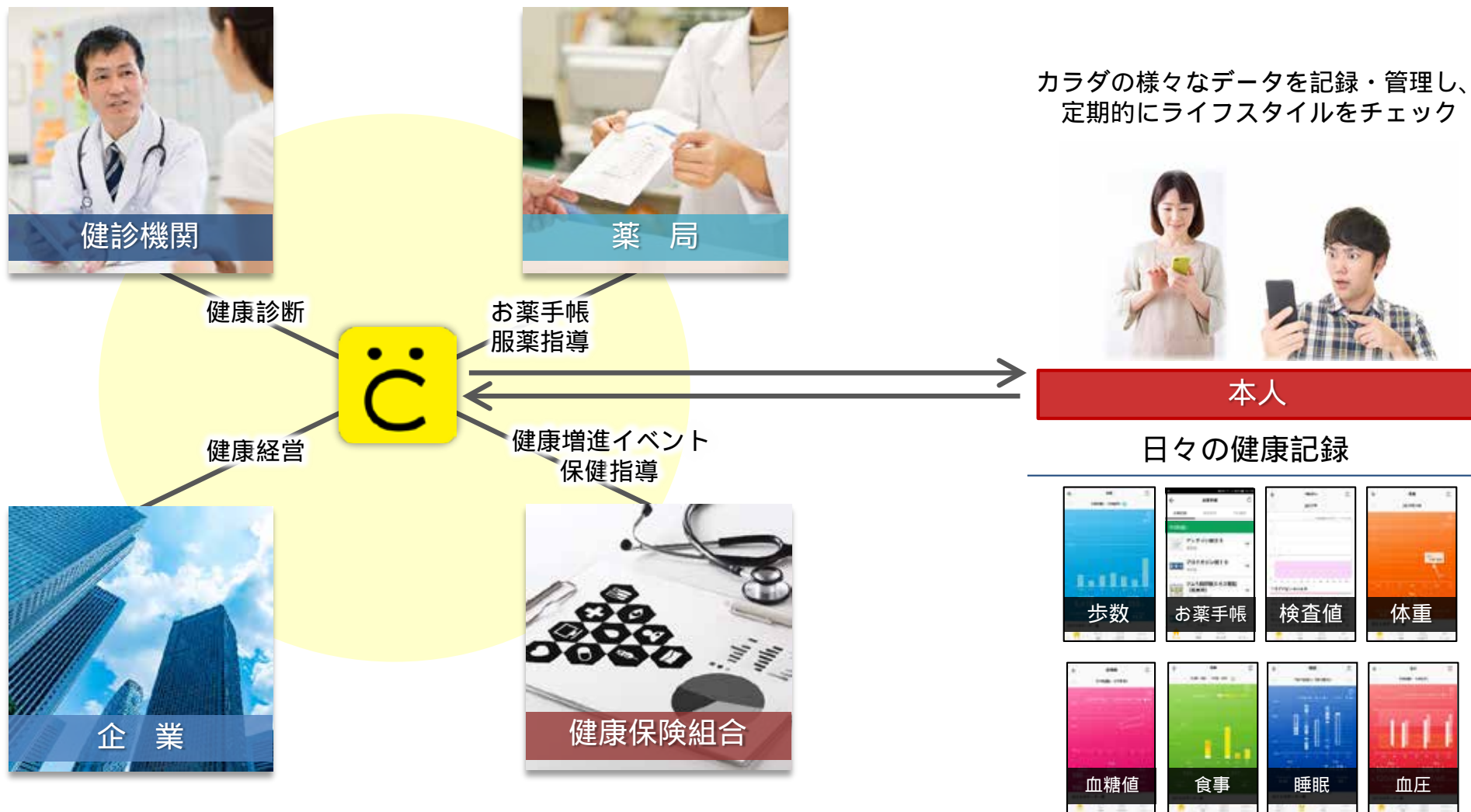


評価実績例

- 神奈川県「マイME-BYOカルテ」連携アプリケーション
- 三鷹市の健康づくり支援システムアプリケーション
- 平成27年度神奈川県ヘルスケア ICT モデル事業採用アプリケーション
- 沖縄県医療産業競争力強化事業「健康づくりコンソーシアム」アプリケーション

日々の歩数や体重、食事や血圧など様々なデータ 8種類を記録・管理

その実現を “CARADA” から 2 / 2



個人の健康を「つながり」で支える

“CARADA”を通じた健診機関と受診者のつながり

健診前

CARADAに関する
お知らせを同封して、
受診のお知らせを送付



受診時の注意事項や、
受診日時のリマインド
ユーザーに1対1で通知

健診機関

受診者



QRコードを
読み込み

スマホにアプリを
ダウンロード



健診後

健診システムから出力した
データをCARADAへ取り込み



CARADAにてデータが
見られることを通知



健診機関からの通知を確認。
スマホに反映されたデータをチェック

アフターフォロー

- | 健診後のユーザー相談対応
- | 定期的な健康情報提供
- | 再検査・治療の案内



- | 健康情報受け取り
- | 相談など

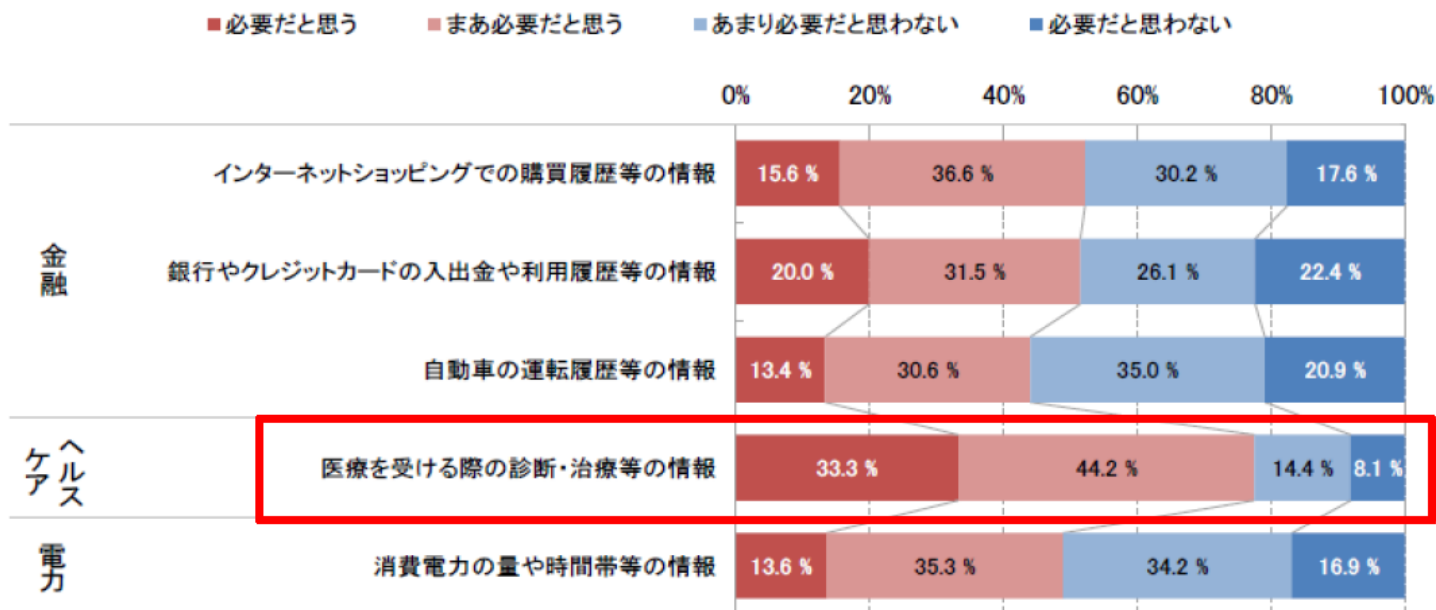
【参照】医療におけるデータポータビリティの必要性

日本でのアンケート調査結果

20代～60代を対象としたWebアンケートを実施
2017年11月29日～30日、男女4,129名から回答

分野別に見たデータポータビリティの必要性

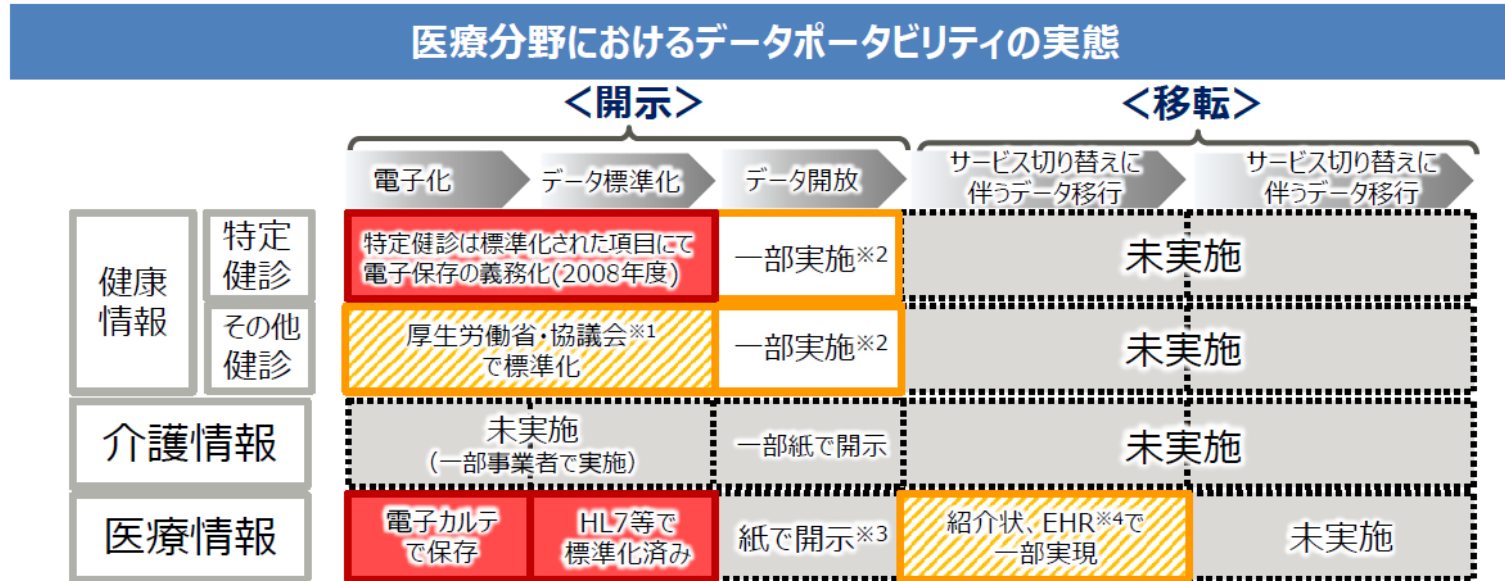
- データポータビリティの必要性はヘルスケア分野が高く、7割を超えている。
- 購買履歴の情報や銀行・クレジットカードの利用履歴情報についても、必要性が過半数となっている。



N=4,129

【参照】医療におけるデータポータビリティの必要性 > 健診

日本：医療分野におけるデータポータビリティ



※1 日本医学健康管理評価協議会で標準化

※2 スマートフォンのカメラで紙の健診結果を読み取り、スマートフォンに取り込むサービスが提供されている

※3 診療情報の提供等に関する指針（厚生労働省）

※4 日本全国で約250の地域医療連携ネットワーク（EHR）が存在（「医療・介護・健康×ICT」の推進について/平成29年10月/総務省）

可能性と課題

- **医療連携:** 電子データによる「紹介状」の送信
 - **他職種間連携:** 病院、診療所、居宅介護支援事業者等が患者情報（医療スケジュール、バイタルデータ、診療結果、介護記録等）を共有
 - **地域共生社会:** オーダーメイドによる包括ケアサービス等
- ⇒ 種々の情報が関係する中、分野によっては、電子的な開示の取組み自体が十分に進展せず
 ・民間による取組加速に加え、国による支援策（法制化、基盤整備等）の在り方につき今後も検討を要する

【参照】「その他健診」とは、健診の大多数

0 ～ 2 歳	○母子保健法 (目的) 乳児及び幼児の健康の保持及び増進 (健診対象) 満1歳半を超え満2歳に達しない幼児、満3歳を超え満4歳に達しない幼児 / 乳幼児(小学校就学の始期に達するまでの者) (実施主体等) 市町村【義務/努力義務】			
3 歳				
4 ～ 15 歳	○学校保健法 (目的) 児童、生徒、学生及び幼児の健康の保持増進を図り、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資すること (健診対象) 学校に就学させるべき者、児童、生徒、学生及び幼児 (実施主体等) 市町村教育委員会(学校に就学させるべき者)【義務】、学校(児童、生徒、学生及び幼児)【義務】			
16 ～ 39 歳	○医療保険各法(健康保険法、国民健康保険法等) (目的) 被保険者・被扶養者の健康の保持増進 (健診対象) 被保険者・被扶養者 (実施主体等) 保険者【努力義務】	○労働安全衛生法 (目的) 労働者の安全と健康の確保 (健診対象) 労働者 (実施主体等) 事業者【義務/努力義務】	○学校保健法 (目的) 職員の健康の保持増進 (健診対象) 学校の職員 (実施主体等) 学校の設置者【義務】	○母子保健法 (目的) 母性の健康の保持及び増進 (健診対象) 妊産婦(妊娠中又は出産後一年以内の女子) (実施主体等) 市町村【努力義務】
40 ～ 64 歳	○高齢者医療確保法 (目的) 被保険者・被扶養者の健康の保持増進 (健診対象) 被保険者・被扶養者 (実施主体等) 保険者【努力義務】			○健康増進法 (目的) 国民の健康の増進 (健診対象) 住民 (実施主体等) 市町村【努力義務】
65 歳 ～ 74 歳	○医療保険各法 (目的) 被保険者・被扶養者の健康の保持増進 (健診対象) 被保険者・被扶養者 (実施主体等) 保険者【努力義務】			注: 歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、がん検診等を法第19条の2に基づく省令に規定した場合
75 歳 ～	○高齢者医療確保法 (目的) 被保険者の健康の保持増進 (健診対象) 被保険者 (実施主体等) 後期高齢者医療広域連合【努力義務】			○介護保険法 (目的) 被保険者の要介護状態等となることの子防等 (健診対象) 第一号被保険者(介護保険) (実施主体等) 市町村【義務】

特定健診

出典) 厚生科学審議会 第25回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 資料1-2 各健康増進事業実施者による健康診査(平成20年度以降)について

40歳未満に対する生活習慣改善アプローチ、
若年からの時系列経過認識やデータ分析は非常に重要

“CARADA”が対象と考える健診種別と根拠法

健診の名称	健診の根拠法令	実施主体及びその責務
医療保険による特定健康診査	高齢者の医療の確保に関する法律20条	保険者（全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団）（実施義務）
一般健康診断（定期健康診断）	労働安全衛生法 66条1項	事業者（実施義務）
一般健康診断（雇入時の健康診断）	労働安全衛生法 66条1項	事業者（実施義務）
組合管掌健康保険における一般健康診査、人間ドック等	健康保険法150条	健康保険組合（努力義務）
全国健康保険協会管掌健康保険における一般健康診査、付加健診等	健康保険法150条	全国健康保険協会（努力義務）
国民健康保険における健康診査	国民健康保険法82条	市町村、国保組合（努力義務）
私立学校教職員福祉事業における健康診査等	私立学校職員共済法26条、学校保健安全法15条	日本私立学校振興・共済事業団、学校の設置者（実施義務）
国家公務員福祉事業における健康診査等	国家公務員共済組合法98条、人事院規則10-4第20条及び国家公務員法第71条	国家公務員共済組合（実施可能規定）
地方公務員福祉事業における健康診査等	地方公務員共済組合法112条、労働安全衛生法第66条及び地方公務員法第42条	地方公務員共済組合（実施可能規定）
学校保健（職員の健康診断）における健康診査等	学校保健安全法15条	学校の設置者（実施義務）

それぞれの背景となる制度は様々で個別解決は困難